

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月12日付け秩農振第814号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、文書の特定が妥当でなく、また、開示しない理由の提示に不備がある違法なものであることからこれを取り消し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年5月14日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけではなく、電話等メモやメールのやり取り等すべて含む）」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、「秩父農林振興センターが本庁農林部関係課に対して行った相談等に関する公文書等を作成、保有していないため」との理由で、本件処分を行い、令和6年7月12日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、同年9月3日付けで、「開示しない理由」に係る決定を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年2月4日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受け

た。

- (5) 当審査会は、令和8年1月8日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨

「開示しない理由」に係る決定を取り消すとの裁決を求める。

- (2) 審査請求の理由

ア 令和5年9月23日に小鹿野町に対して行った公文書任意開示請求結果（令和5年9月6日の打合せ記録）において、埼玉県は「本庁とも相談する。また連絡する。」と小鹿野町に回答した記録が存在している。

イ 小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題に付随して明るみになった平成14年度保安林改良事業における助成金等問題について、国の助成金返還先である林野庁との調整役を森づくり課が行っている。

ウ 本件開示請求に対し、秩父農林振興センター及び森づくり課において、対象文書が大量であること、また関係機関等との調整が必要であることを理由に、双方ともに令和6年10月11日までの特例延長通知を行っている。

エ よって、本件処分を不開示とした処分の取消しを求めるため、審査請求をするものである。

- (3) 反論書の趣旨

ア 後出の「4 実施機関の主張の要旨（1）」について、反論は以下のとおりである。

審査請求書で提示した令和5年9月6日の埼玉県秩父農林振興センターと小鹿野町が電話で行った打合せ記録簿（小鹿野町公文書）は埼玉県の公文書ではない。しかしながら、令和6年5月14日の開示請求に対し令和6年7月12日付け秩農振第814号公文書不開示決定処分では、公文書の存在は無いとした埼玉県について、小鹿野町の公文書には開示請求の内容はもとより、下記（ア）（イ）問

題のプロセスや県との関係性が記載されていたことから、証拠として示したものである。埼玉県秩父農林振興センター県職員の発言にあった「本庁」とは当然埼玉県庁内で保安林事業を所掌している森づくり課であることから、共にその関連関係性を示す内容として全く無関係ではないと考える。

(ア) 絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律（以下「種の保存法」と略）において国内希少野生動植物種に指定を受けているイワウラジロ（イノモトソウ科エビガラシダ属の好石灰岩羊歯植物）の生育地である埼玉県秩父郡小鹿野町二子山において、種の保存法第2条第4項及び第34条に留意することなく保安林無届伐採（2020年、森林法第34条違反）や保安林土地境界未確認伐採（2022年、小鹿野町より第三者の測量等を入れた方が良いのではないかという進言に対し、本庁に今後のスケジュール感を出さなければならないと結論を急ぎ、結果みなし境界で保安林ではなかったと処罰回避の判断を下した。）を行い、国内希少野生動植物種（イワウラジロ）の生育地環境悪化による生育個体数の減少を起こした一般社団法人小鹿野クライミング協会に対する森林法上の埼玉県の指導監督問題。

(イ) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字河原沢字仁平沢で平成14年度に実施された保安林改良事業に係る費用（国からの補助金）の不適切使用問題（開示文書名：令和6年4月8日付け埼玉県農林部森づくり課作成「普通林で実施した保安林改良事業について」）。

また、同小鹿野町公文書に記載された埼玉県秩父農林振興センターと小鹿野町とのやり取りについてまとめると以下のとおりであり、弁明書に記載された「小鹿野町の考えがまとまっていなかった」というのは事実ではない。むしろ、令和5年9月6日の段階では、小鹿野町は安易な判断はできないので第三者測量を入れることを提案したにも関わらず、埼玉県は保安林伐採問題の結論が先延ばしになるという理由で第三者測量という公平な調査判断の機会を放棄している。

そして令和5年9月22日に行われた小鹿野町と埼玉県秩父農林振興センターとの話し合いでは、埼玉県秩父農林振興センターが森林計画図に伐採箇所を落と

し込んだプロット図を小鹿野町に提示したため、保安林伐採はなかったという結論について小鹿野町は（県の結論に）異議無しという判断を下した。尚、この時に秩父農林振興センターが小鹿野町に示したプロット図には公図の境界位置や登記簿面積はもとより、平成14年度保安林改良事業施工時の境界杭位置との整合性が反映されていないことに留意すべきである。

令和5年9月6日付け小鹿野町公文書の内容の要約は以下のとおりである。

令和5年8月30日に埼玉県秩父農林振興センター（以下「県」）と小鹿野町（以下「町」）は現地調査を実施、町は県の考えに納得できず案件を持ち帰りとするものの結論は出せず、令和5年9月6日の電話打合せを迎えた。町は県にまだ結論を出せていない（県の考え方に同意できない）ことを説明するも、県は「本庁に今後のスケジュール感を示さなければならない」と町に結論を迫る。しかし、町は保安林改良工事実施時の境界や公図境界の位置が合わないことから、結論を急いで第三者を入れずに境界確認をして伐採者を処分し、万が一裁判になった場合の県の立場を考慮して第三者の測量会社を入れることを提案したものの、測量調査により結論が遅れることを懸念した県は「本庁とも相談する。また連絡する。」と打ち合わせを終えている。

イ 「4 実施機関の主張の要旨（2）」について、反論は以下のとおりである。

開示請求により入手した令和6年6月18日付け森第386号公文書部分開示決定通知書により開示された公文書によると、埼玉県農林部森づくり課は令和6年3月26日から令和6年5月22日の間に計5回にわたり林野庁との協議を行っている（うち2回は電話によるやりとり）。そして令和6年4月8日の林野庁訪問時には埼玉県秩父農林振興センターの担当部長も同行している。平成14年保安林改良事業問題は、秩父農林振興センター管内で起きた事案であるが、助成金返還先となるのが国（林野庁）であるため、組織上の上司にあたる埼玉県農林部森づくり課による協議を行ったものとする。

この林野庁と森づくり課の協議に先立ち、問題の現状把握はもとより埼玉県としての考えや資料等の準備作成、秩父農林振興センター職員の同行等については

森づくり課と秩父農林振興センターの間で何等かのやりとりがあったと考えるのが妥当であり、本事案の特殊性からプロセスの記録が一切存在していないという主張は認容できない。

ウ 「4 実施機関の主張の要旨（3）」について、反論は以下のとおりである。

そもそも開示請求を行った公文書については該当する対象公文書が多岐にわたることが想定されたことや、埼玉県秩父農林振興センターが小鹿野町に対して「本庁とも相談する」としていたため、開示請求書では「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに埼玉県秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけでなく、電話等メモやメールのやり取り等すべてを含む）」とかなり包括的な文言で請求をかけている。ここで請求している「相談等に関する公文書」とは「相談」に限定したものではなく、小鹿野二子山東岳で2022年に行われた伐採問題の発覚後から請求時点までに埼玉県秩父農林振興センターと本庁農林部関係課（森づくり課）が交わしたであろう相談をはじめ伐採問題に係る情報提供、連絡、照会、調整、報告、回覧、決裁等のやり取りすべてを含めたものである。

エ 「4 実施機関の主張の要旨（4）」について認めない。上記アからウまでの事実に基づき、令和6年7月12日付け秩農振第814号公文書不開示決定処分取り消しを求める。

オ 反論の総括は、以下のとおりである。

埼玉県秩父農林振興センターが2022年小鹿野二子山東岳（小鹿野町大字河原沢字仁平沢地内）伐採問題を認知したのは審査請求人が2023年5月上旬にメールで現場写真を提供したことに端を発すると思われる。その後、審査請求人による現地調査の要望や小鹿野町議員の訪問相談等に対し、今後は伐採現場確認の上で保安林における伐採について調査予定であると対応している。

この2022年二子山東岳伐採問題は、2020年の二子山西岳保安林無届伐

採事件（令和5年4月27日付け秩農振第102号公文書部分開示決定通知により情報取得。町おこしと称したクライミングエリア開拓のため小鹿野町二子山西岳ローソク岩より下側の保安林を無届伐採した一般社団法人小鹿野クライミング協会の森林法違反行為に対し、埼玉県秩父農林振興センターは嚴重注意と始末書の提出で処理をした事件。）発覚後に埼玉県秩父農林振興センターが設置した「伐採地が保安林区域であることの注意を呼び掛ける黄色い看板」の付いた樹木まで伐採されていたことから、保安林の無届伐採、すなわち二度目の森林法違反の疑いが持たれた事案である。

秩父農林振興センター長には「埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則」第5条及び別表2により様々な事務権限が委任されているが、今回の情報公開請求に係る伐採問題は2020年の二子山西岳保安林無届伐採事件に続き2度目の森林法違反の疑いが持たれた事案であり、また一般登山者やクライマーから小鹿野警察署への通報や相談も行われていたことから、地域機関の長である埼玉県秩父農林振興センター所長は同規則第4条に基づき上司にあたる本庁に報告を要する事案であると考えます。

さらに「埼玉県文書管理規則」第5条の規定では、本庁及び地域機関の事務の処理に当たっては、軽易なものを除き処理内容等を記録した文書等を作成しなければならないことになっており、警察にまで持ち込まれた段階で軽易なものとは到底考えられない。

これらのことを踏まえると令和6年5月14日付けで開示請求を行った「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて」に関する公文書について、埼玉県秩父農林振興センターの令和6年7月12日付け秩農振第814号公文書不開示決定通知書の理由「本庁農林部関係課に対して行った相談等に関する公文書は作成、保有していないため」ということはあり得ない。

よって、本事件不開示の理由が埼玉県情報公開条例第13条を理由とした不開示決定ではない以上、令和6年7月12日付け秩農振第814号の不開示決定処分取消しを求めるものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 前出の「3 審査請求人の主張の要旨(2)ア」の主張については、令和5年9月6日、森林所有者による境界確認の進め方について小鹿野町の考えを県が電話で確認した記録であり、小鹿野町が作成した文書である。打ち合せの最後に県が「本庁とも相談する」と小鹿野町に回答したことは認める。

令和5年8月30日に県が現地調査した結果を小鹿野町に説明しているが、公図と現地が異なっていることを理由に町の考えを精査・検討する時間が必要とのことだった。このため、小鹿野町の考えが出た時点で情報共有を行い、森林所有者による境界確認を進めることとした。

秩父農林振興センターから小鹿野町へ問合わせをした令和5年9月6日時点では、小鹿野町の考えがまとまっていなかった。小鹿野町の考えが引き続きまとまらない場合、「森林所有者による境界確認」の日程が遅れる恐れがあったことから、「森林所有者による境界確認」の進め方について「本庁とも相談する」ことを想定した。

その後、令和5年9月22日に小鹿野町と打合わせを行い、現地調査結果の情報を改めて町と共有した結果、「森林所有者による境界確認」を進めることで小鹿野町と同意した。これにより、「森林所有者による境界確認」の進め方について「本庁と相談する」必要がなくなったため、本庁農林部関係課と相談はしていない。

よって、秩父農林振興センターが本庁農林部関係課に対して行った相談等に関する公文書は作成、保有していない。

- (2) 「3 審査請求人の主張の要旨(2)イ」について、森づくり課が平成14年保安林改良事業の補助金交付を所管している林野庁と協議していることは認める。

平成14年度保安林改良事業に係る林野庁との協議は、森林所有者による境界確認の結果、事業地の一部が保安林でないことが判明したことを原因として埼玉県として林野庁と協議しているものであり、秩父農林振興センターが相談したことによるものではない。

- (3) 「3 審査請求人の主張の要旨(2)ウ」について、「他課との調整等が見込まれる」ことを理由として、令和6年10月11日までの特例延長通知をしたことは認める。

令和6年5月27日付け秩農振第434号で秩父農林振興センターが発出した公文書開示決定等期間特例延長通知書における延長の理由「相談等のあった他課との調整等が見込まれ」とは、対象となる文書が膨大であり、請求された文書に該当するかの判断がしかねる状況であったためである。その後、森づくり課と文書内容の確認等を行った結果、請求の対象に該当する文書がないことが判明したものである。

- (4) 「3 審査請求人の主張の要旨(2)エ」について、開示請求のあった本庁農林部関係課に対して行った相談に関する文書について、秩父農林振興センターでは保有していないため、埼玉県情報公開条例第14条第2項の規定に基づき不開示決定は妥当である。

5 審査会の判断

- (1) 対象文書の特定について

ア 実施機関の説明によれば、本件開示請求書の開示請求をする公文書の名称又は内容の欄に記載の「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけではなく、電話等メモやメールのやり取り等すべて含む）」という文言について、秩父農林振興センターから森づくり課に対して一方向的に行われた相談等に係り発出、送付等された公文

書に限定して解釈したものであり、対象文書は不存在であるとして、本件処分を行った。

また、実施機関は、本件処分を行うに当たり、本件開示請求の内容について審査請求人とは特に公文書の特定に向けた確認を行っていない。

イ しかしながら、本件開示請求書の開示請求をする公文書の名称又は内容の欄に記載の内容のうち、「小鹿野町二子山東岳で2022年に行われた伐採問題について、問題発覚後から現在までに秩父農林振興センターが本庁農林部関係課及び総務部文書課に対して行った相談等に関する文書のうち、埼玉県情報公開条例第10条第1号該当部分を除いたすべて（記録票兼回覧票他の公文書だけではなく、電話等メモやメールのやり取り等すべて含む）」という表現は、秩父農林振興センターから本庁農林部関係課に対して一方向的に発出、送付等された公文書だけではなく、本庁農林部関係課から秩父農林振興センターに発出、送付等された公文書を含み、さらに小鹿野町二子山東岳の伐採問題について秩父農林振興センターと本庁農林部関係課が共同して行った事務に関する文書一切と解釈することも一般的に可能である。仮にこのように広く解釈するならば、実施機関が審査請求人の言う伐採問題に係り作成した文書一切も、対象文書として特定すべきことになる。

ウ なお、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、条例第8条第2項の規定に基づき、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。本件開示請求に関し、対象とする公文書の範囲を広く解釈することも狭く解釈することもできるにもかかわらず、あえて狭く解釈するに当たっては、開示請求書に形式上の不備があるものとして扱い、開示請求者に補正を求める必要があったといえる。

実施機関の説明によれば、本件処分をするに当たり、本件開示請求の公文書の特定について審査請求人に補正を求めているということであるから、本件処分は妥当ではない。

エ 実際、審査請求人は反論書の中で、「ここで請求している「相談等に関する公文書」とは「相談」に限定したものではなく、小鹿野二子山東岳で2022年に行わ

れた伐採問題の発覚後から請求時点までに秩父農林振興センターと本庁農林部関係課（森づくり課）が交わしたであろう相談をはじめ、それに係る情報提供、連絡、照会、調整、報告、回覧、決裁等のやり取りすべてを含めたものである。」と主張していることから、審査請求人の意思として、本件開示請求における対象文書が、秩父農林振興センターから森づくり課に送付した一方向的なものに限らないことが窺われる。

オ 以上のことから、実施機関は補正を求めずに処分をするのであれば、広い解釈に依拠し、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

（２） 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、理由も書面で示さなければならぬとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁）。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「秩父農林振興センターが本庁農林部関係課に対して行った相談等に関する公文書等を作成、保有していないた

め」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を審査請求人において判別できず、不開示とされた理由を知ることができないものと言わざるを得ない。

ウ したがって、本件処分には開示しない理由の提示に不備があることが認められ、違法と言わざるを得ない。

(3) 小括

以上のことから、本件処分は、文書の特定が妥当でないことに加え、開示しない理由の提示に不備がある違法なものであることから取消しを免れない。実施機関は、改めて対象文書を特定し直した上で、開示請求に対する処分をすべきである。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

原島 良成、太田 航平、平本 沙乙里

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月 4日	諮問(諮問第386号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年12月18日	審議(第二部会第193回審査会)
令和8年 1月 8日	実施機関から意見聴取及び審議(第二部会第194回審査会)
令和8年 2月20日	審議(第二部会第195回審査会)、答申